

令和3年12月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和3年12月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和3年12月27日（月）午後1時30分から午後4時29分

2 場 所 大会議室

3 出席農業委員 26人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	窪田 英明	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	橋本 実嗣	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	22番	三村 晴夫
23番	二村 喜子	24番	上條信太郎
25番	林 昌美	26番	瀧澤 和子

4 欠席農業委員 なし

5 出席推進委員 3人

推1番	西村 博	推2番	中野 千尋
推5番	松田 和久		

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第170号～第173号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第174号～第176号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第177号～第180号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第181号～第192号）
- オ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件……………（議案第193号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件……………（議案第194号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件
- キ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件
- ク 令和3年度違反転用への対応について

(3) 協議事項

- ア 納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
- イ 令和3年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 令和3年度第3回松本市における農業経営改善計画の審査結果について
- イ 令和3年度第3回青年等就農計画の審査結果について
- ウ 農業者支援事業について
- エ 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて
- オ 令和3年度全国農業新聞普及推進の取組結果について
- カ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	小林 伸一
		//	局長補佐	板花 賢治
		//	局長補佐	川村 昌寛
		//	係 長	高橋千恵子
		//	主 事	増澤 千尋
		//	主 事	保科 黄
		//	事 務 員	加藤 悠希
	農 政 課		係 長	忠地 勇樹
		//	主 査	上條 信之
		//	主 任	羽入田未咲
		//	主 事	宇治 樹
		//	主 事	田村 孝平
		//	事 務 員	中村 愛佳

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 田中会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 10番 矢嶋 壽司 委員
- 11番 窪田 英明 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいり

ちよつとすると、全体へ影響する中で、非常に厳しい条件の中でやっておりますので、技術的にも仲間の方と同じようにしながらというような、研修先もすぐそばのところでございますので、何かあればいつでも聞けるといふ状況でございますので、今後が楽しみな方だといふふうに思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
じゃ、岡田、中條委員、お願いします。

中條農業委員 ○○さんですが、岡田の岡田神社の近くに自宅がございます。借りる農地も、すぐ○○さんの自宅から2分ぐらいのところにある農地でございます。この話を聞いたときには、前からちょっと少し借りて野菜を作っているということでした。今度借りる農地の地主さんが耕作できないということで、荒れてしまうので、そこを全部貸してもらって、小麦、ソバを作るということで、お母さんも長く民生委員をやっている方で、私もよく知っていますが、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
じゃ、細江委員、お願いします。

細江農業委員 ○○○○○○○○ということで、長い間生物資材を生産販売している会社であります。それで、入り口のところの圃場にパイプハウスを建てて、いろいろ土壌の試験とかをやりながら、自家用の野菜を作ることなどで、全く問題ないといふふうに判断いたします。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。
中村事務員。

中村事務員（農政課） お世話になっております。農政課、中村でございます。
着座にて失礼いたします。
今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。
議案1ページをご覧ください。
5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第170号になります。
合計のみ読み上げますので、19ページをご覧ください。
読み上げます。
一般、筆数105筆、貸付け52人、借入れ39人、面積15万7,251.02平米。
経営移譲、筆数36筆、貸付け4人、借入れ4人、面積5万8,872平米。

所有権の移転、筆数7筆、貸付け3人、借入れ2人、面積6,417平米。
第18条2項6号関係、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,287平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数175筆、貸付け94人、借入れ1人、面積27万863平米。

（一括方式機構配分関係）、筆数172筆、貸付け1人、借入れ53人、面積26万7,970平米。

合計、筆数496筆、貸付け155人、借入れ100人、面積76万2,660.02平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数212筆、面積35万6,478平米、集積率は83.58%です。

議案第170号は以上となります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようですので、ただいまから集約いたします。以降、議案の採決においては農業委員を対象に伺います。

議案第170号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第171号 農用地利用集積計画の決定の件について上程をいたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、三村委員には退室をお願いいたします。

(三村農業委員 退席)

議長

それでは、農政課から説明をお願いいたします。
中村さん。

中村事務員（農政課） 続きまして、議案第171号になります。

20ページをご覧ください。

合計欄のみ読み上げます。

筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,841平米。

認定農業者への集積率は100%です。
議案第171号は以上となります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質疑、意見等ありましたら、
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようでしたので、ただいまから集約いたします。
議案第171号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している三村委員の入室を許可いたします。

(三村農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第172号 農用地利用集積計画の決定の件について上
程いたしますが、本件も委員の関係する案件になりますので、農業委員会
法第31条の規定により、橋本委員には退室をお願いいたします。

(橋本農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
中村さん。

中村事務員（農政課） 引き続き20ページをご覧ください。
議案第172号になります。
合計欄のみ読み上げます。
筆数3筆、貸付け2人、借入れ1人、面積1,787平米。
認定農業者への集積はありません。
議案第172号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第172号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している橋本委員の入室を許可いたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第173号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員が関係する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定により、矢嶋委員には退室をお願いいたします。

(矢嶋農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
中村さん。

中村事務員（農政課） 続きまして、21ページをご覧ください。
議案第173号になります。
合計のみ読み上げます。
筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,893平米。
認定農業者への集積は100%です。
議案第173号は以上となります。

議長 ご苦労さまです。
ただいまの説明につきまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第173号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

それでは、退室している矢嶋委員の入室を許可いたします。

(矢嶋農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第174号から176号 農地法第3条の規定による許可申請許可の3件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いします。
加藤事務員。

加藤事務員 それでは、総会資料1ページご覧ください。
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第174号、島内〇〇〇〇番〇、台帳、現況ともに地目、畑、1, 136平米を農地保全のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。
議案第175号、新村〇〇〇〇番、台帳、現況ともに地目、田、1, 864平米外2筆、計3, 611平米を農地保全のため、売買により〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ所有権を移転するものです。なお、〇〇〇〇〇〇〇〇〇は農地所有適格法人としての要件を満たしています。
議案第176号、笹賀〇〇〇〇番、台帳、現況ともに地目、田、4, 848平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。
以上3件につきましては、農地法第3条の第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労さまでした。
初めに、議案第174号について、地元の委員の意見をお願いいたします。
河野委員。

河野農業委員 174号、これは島内の平瀬川西という地区になりますが、ちょうど松本トンネルから島内のほうへ出たところの右下に集落がありますけれども、この譲渡人は受人の〇〇〇〇さんの新宅になります。農地は〇〇〇〇さんの家のすぐ隣接で、道路を挟んでいるところでございます。以前から〇〇〇〇さんが耕作なりいろいろ利用していたようですが、特にこういう許可は取ってなかったんですが、今回、〇〇〇〇〇さんから譲り受けるということになりましたので、特に問題は全くないと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で本件に対しまして質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第174号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。
続きまして、議案第175号について、地元の委員の意見をお願いいたします。
細江委員。

細江農業委員 先日、中平委員と一緒に現地を視察してまいりました。場所は筑摩高校の西の田んぼですけれども、以前から〇〇〇〇〇〇〇〇に貸して耕作しているところが、高齢で後継者がいないことから、売買するものです。現状きれいに耕作できていまして、問題はないということで判断いたしました。

議長 ありがとうございます。
本件につきましてほかの委員の方でご質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第175号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することに決定いたします。
続きまして、議案第176号について、地元の委員の意見をお願いいたします。
矢嶋委員。

矢嶋農業委員 この土地は、笹賀の松本フラワーセンターのすぐ近くで、お父さんからこの姉妹で相続を受けたということでもありますけれども、2人とも波田と山形のため、耕作ができないということで、〇〇さんを買っていただきたいということです。〇〇さんにつきましては、農業法人経営をしておりますので、近くにも耕作をしている方のございますので、全く問題ないというこ

とで、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員の方でこの案件につきましてご意見、ご質問等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第176号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案177号から180号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、4件及び関連がありますので、議案第191号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、1件について上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事

農業委員会事務局の保科です。

それでは、議案書の2ページのほうをお願いします。

議案第177号、島内〇〇〇〇番〇、現況地目、田、台帳地目、田、7.63平米を住宅敷地にする計画です。〇〇〇さんが相続する前から使用しており、追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしていたこと、また、てんまつ書も添付されていたため、やむを得ないものと考えます。

関連しまして、議案第178号、島内〇〇〇〇番〇、現況地目、田、台帳地目、田、37平米を住宅敷地にする計画です。同じくではありますが、〇〇〇さんが177号と同じように相続する前から使用しており、追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしていたこと、また、てんまつ書も添付されていたため、やむを得ないものと考えます。

議案第179号、笹賀〇〇〇〇番〇、現況地目、田、台帳地目、田、33平米を駐車場にする計画です。〇〇〇〇さんが平成16年頃から使用しており、追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしていたこと、また、てんまつ書も添付されていたため、やむを得ないものと考えます。

続きまして、議案第180号、中山〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、台帳地目、畑、26平米を通路用地にする計画です。〇〇〇〇〇さんが通路用地

にするものです。先代である〇〇〇〇〇さんから使用しており、追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしていたこと、また、てんまつ書も添付されていたため、やむを得ないものと考えます。

あわせて、議案第191号です。議案書の5ページになります。

191号、中山〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、台帳地目、宅地、29.88平米を中山にお住まいの〇〇〇〇〇さんが通路用地に転用する計画です。〇〇〇〇〇さんが相続する前から使用しており、追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしていたこと、また、てんまつ書も添付されていたため、やむを得ないものと考えます。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断します。よろしく申し上げます。

議長 それでは、177、178一括、180、191と一括して質疑を行います。

それでは、地元の、177、178、河野委員、お願いします。

河野農業委員 この2件ですが、同じ方の住宅敷地になります。追認案件になりますが、場所はJR島高松駅から見て北側、旧国道を越えたところのございですが、集落の中の住宅で、両側とも宅地になっているというものです。それで、177号のほうが7.63で、これが住宅の北側になります。それから、178号の37平米ですが、これは住宅の東側ということで、追認ということで、特に周辺農地への影響もないし、もともとそういう形で利用してきたということで、てんまつ書もついておりますので、やむを得ないということをお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
現地を見ていただいた河西委員、両方一括してお願いします。

河西農業委員 どちらの追認もやむを得ないかと思います。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でこの案件に対しましてご質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約いたします。一括して採決をいたします。
177号、178号、本件について承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案番号179号、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 この写真を見ていただいても分かると思いますけれども、平成16年から
駐車場ということで、農地であることに気づかないで、そのまま舗装して
しまったということですので、現状も駐車場として使っております
ので、問題ないということをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
河西委員、お願いします。

河西農業委員 追認もやむを得ないかと思えます。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で本件に対して意見、ご質問等ありましたら、お出しをお
願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、集約いたします。
議案第179号、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお
願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案番号180号と、先ほど申し上げました5ページにあり
ます191号について、太田委員、お願いします。

太田農業委員 申請者の〇〇〇〇〇さんが以前から使っていた通路が転用されてなかった
ということで、全く問題ないと思えます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
河西委員、お願いします。

河西農業委員 ここも通路ですので、追認もやむを得ないかと思えます。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でこの案件に対しましてご意見、ご質問等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようでしたら集約いたします。
議案番号180号及び191号について、原案どおり承認される方の農業
委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第181号から192号の農地法第5条の規定による許
可申請承認の件のうち、議案第190号と先ほど審議終了いたしました1
91号を除く10件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 今、説明もありましたが、議案第190号につきましては、申請書類は提
出されましたが、関係各課との調整が不足していたため、今回は審議を見
送ることとしました。

それでは、議案第181号をお願いします。島内〇〇〇〇番、台帳地目、
現況地目ともに田、外4筆、合計1万2,499平米を〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇が砂利採取をする計画です。申請地は農振農用地ではありますが、
農業振興整備計画の達成に支障がなく、一時転用であることから、不許可
の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第182号、島内〇〇〇〇番〇、現況、台帳地目ともに
畑、859平米に〇〇〇〇〇〇〇〇が貸し駐車場に転用をする計画です。
農地区分は2種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行で
きないため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第183号、島内、〇〇〇〇番〇、現況、台帳地目とも
に畑、76平米を〇〇〇〇さんが駐車場にする計画です。農地区分は第2
種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できないため、
不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第184号、笹賀〇〇〇〇番、現況、台帳地目ともに畑、
347平米を笹賀にお住まいの〇〇〇〇〇さんが農家分家住宅に転用する
計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では
計画が実行できないため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しまし
た。

続きまして、議案第185号、笹賀○○○○番○、現況、台帳地目ともに畑、206平米を笹賀にお住まいの○○○○○さんが農家分家住宅に転用する計画です。農地区分は第3種農地でありますので、原則許可と判断しました。

続きまして、議案第186号、笹賀○○○○番○○、現況、台帳地目ともに畑、256平米を笹賀にお住まいの○○○○○さんが農家分家住宅に転用する計画です。農地区分は第3種農地でありますので、原則許可と判断しました。

続きまして、議案第187号、笹賀○○○○番○、現況、台帳地目ともに田、784平米を○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○が建て売り住宅に転用する計画です。農地区分は第3種農地でありますので、原則許可と判断しました。

続きまして、議案第188号、笹賀○○○○番○、現況、台帳地目ともに田、16平米を駐車場に○○○○が転用する計画です。○○○○が平成16年頃から使用しており、追認であることにつきましては、当時転用の許可手続がされていれば、転用基準を満たしていたこと、またてんまつ書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。

続きまして、議案第189号、今井○○○○番○、現況、畑、台帳地目、山林、1,983平米を○○○○○さんが集荷場にする計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できないため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、191号は先ほど説明させていただきました。

192号、梓川梓○○○○番○、現況、台帳地目ともに畑、480平米を○○○○○さんが分家住宅に転用する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しますので、よろしく申し上げます。

議長 初めに181号について、地元の委員の意見を申し上げます。
河野委員。

河野農業委員 それでは、181号のほうですが、島高松駅の南側のところを順番に砂利採取をやっている会社でございます。それで、今回は島高松駅よりも約1キロ南になりますが、圃場整備した農地で、所有者は3名ですが、一時転用ということで、やむを得ないなということでもあります。
以上です。

議長 ありがとうございます。
現地を見ていただいた河西委員。

河西農業委員 砂利採取ですね。長期的な影響を考えると、砂利採取の適否自体はちよっ

と思うところもあるんですけども、本件に関しましては、隣地で以前やった砂利採取、しっかりと埋め戻し等行われていましたので、問題ないかと思えます。

議長 ほかの委員の方で本件について質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたしたいと思えます。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、議案第181号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第182号について、地元の委員の方の意見を申し上げます。
河野委員。

河野農業委員 182号、貸し駐車場になりますが、写真のほうを見ていただきたいと思えますが、3ページの下の段になります。場所は平瀬川西町会という町会の中で、この右側が鶴宮神社という神社になっております。この手前は墓地になっておりまして、あと向こう側は全部住宅になっている場所です。この手前30メートルくらいのところに町会の公民館あるわけですが、全部で140軒くらいで、集会を行えば、駐車場がないということで、〇〇〇〇さんのほうにお願いをして、〇〇〇〇さんのほうもそれを承諾したということですが、〇〇〇〇〇〇〇〇さんが買って、それを川西町会が借りるという流れになっております。周辺農地に与える影響は全くありません。集落内の真ん中でございますので、問題ないかと思えます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
河西さん、お願いします。

河西農業委員 問題ないと思えます。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で本件に関しまして質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第182号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第183号について、地元の委員の方のご意見をいただきます。
河野委員。

河野農業委員 先ほど3条で承認いただきました島内の平瀬川東の〇〇さんのところの関係でございますが、写真は4ページの上の段になりますけれども、この白く囲ってあるところに農業用車両とかトラックとかを置きたいということです。〇〇さんの住宅は、市道の手前側で、向こうの奥はJR篠ノ井線が通っています。〇〇〇〇さんが右の農地も取得して、ここの白い囲った部分は駐車場として利用するというので、自分の敷地内での話になりますので、影響はありませんし、問題ないかと思っております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
河西委員、お願いします。

河西農業委員 問題ないと思っております。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でこの案件に対しましてご意見、ご質問等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
議案第183号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第184号について、地元の委員の方のご意見をお願い

いたします。

矢嶋委員。

矢嶋農業委員

この土地は、笹賀の市役所の出張所から400メートルくらい南へ行った場所で、神戸新田という地区になります。この土地の所有者のお孫さん、現在一緒に暮らしていらっしゃるようなんですけれども、今度、結婚するというので、土地を探していたということではありますが、ほかの候補地では代用できないということでありましたし、集落に近い、接するような形になりますので、転用もやむを得ないということ、承認をいたしたいと思えます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、丸山委員、お願いします。

丸山農業委員

今、地元委員の説明のとおり、農業分家ということで、やむを得ないと思えます。

以上です。

議 長

それでは、ご意見、ご質問等ございますか。

[質問、意見なし]

議 長

ないようですので、集約いたします。

議案第184号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第185号について、地元の委員のご意見を賜ります。

矢嶋委員。

矢嶋農業委員

この土地は、写真を見ていただければいいかと思えますけれども、これも笹賀の出張所の200メートルくらい南へ行ったところでありまして。笹賀のJAのライスセンターの西側になるということ、この所有者の○さんの娘さんの住宅を建てるということでもあります。この写真の左側がブドウ園ということになっておりますけれども、それ以外は周りにハウスがあったり、住宅ということで、特に農業関係に影響ないと思えますので、承認をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

現地を見ていただいた丸山委員、お願いします。

丸山農業委員 第3種農地ということで、やむを得ないと思います。
以上です。

議長 ほかの委員の方でこの案件に対しまして質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
議案第185号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、議案第186号について、地元の委員のご意見をお願いします。
矢嶋委員。

矢嶋農業委員 先ほどの185号のもう一つ奥、つながりということで、やはりこの申請人は、所有者の〇〇〇さんの娘さんになります。185号の〇〇さんと186号の〇〇さんは姉妹で、その奥に家を建てるということで、先ほどと条件は一緒ですので、承認をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
丸山委員さん、お願いします。

丸山農業委員 今、地元委員の説明のとおり、やむを得ないと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でこの案件に対しまして質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約いたします。
議案第186号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第187号について、地元の委員の方の意見を申し上げます。
矢嶋委員。

矢嶋農業委員 写真の関係、議案第187号をご覧いただきまして、場所は松本短期大学から北へ行ったところで、周りが住宅に囲われております。本来この〇〇〇〇さんの弟さんが農業をやるということで引き継いだんですが、その弟さんが亡くなってしまったということで、ご本人は会社にお勤めということで、農業を続けることができないということでもあります。周りが住宅に囲まれておりますし、第3種農地ということでもありますので、承認をお願いをしたいということで、よろしく願いいたします。

議長 それでは、丸山委員、お願いします。

丸山農業委員 今説明のとおり、住宅に囲まれた土地ですから、やむを得ないと思います。以上です。

議長 ほかの委員の方で本件に対しまして質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約いたします。
議案第187号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第188号について、地元の委員の方のご意見を申し上げます。
矢嶋委員。

矢嶋農業委員 188号の写真をご覧いただきたいと思いますが、お医者さんの駐車場ということで、もう既に駐車場として使っておりまして、当時申請をすれば許可になったということの追認ということでもありますので、承認を

お願いいたします。

議 長 丸山委員、お願いします。

丸山農業委員 写真の左側に眼科医がありまして、その入り口ということで、やむを得ないと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で本件に対しましてご意見、ご質問等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第188号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第189号です。
これは今井ですので、私のほうから申し上げますけれども、場所的には、J A松本ハイランドの今井支所隣に道の駅であります。アルプスグリーン道路の反対側にJ Aの今井のスタンドがありますけれども、南北の道を反対に行きまして、5筆目に当該地があります。当該地は、河川敷のような体をなしておりまして、物はほとんど作れないという状況です。本目的が集荷施設ということで、東京にあります会社が、こちらの規格外の野菜、果物等を持っていくような内容でありますので、農業に関わる案件でありますし、問題ないというように判断しております。
現地を見ていただいた丸山委員、お願いします。

丸山農業委員 今説明のとおり、河川と県道との間に挟まれた土地で、農産物の集荷場ということですから、問題ないと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、ほかの委員の方でこの案件に対しまして質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案番号189号につきまして、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案192号、地元の農業委員の方のご意見をお願いいたします。
倉科委員。

倉科農業委員 今回の案件は、〇〇〇〇さんが分家住宅建設のため、実父であります譲渡人の〇〇〇〇さん所有農地1筆、180平米について、使用貸借権を設定するというものでございます。
場所につきましては、梓川梓の大久保地区、金松寺というお寺さんがありますが、そのお寺から東へ500メートルほど下った集落の中の一角になります。写真見ていただきますと、右の奥が南側、手前が北側になりますけれども、南側には既に住宅が建っておりまして、西側は道路、そのさらに西側も住宅です。東側は父の〇〇さん所有の畑がありまして、その奥はさらに住宅があります。左手前から北側方向に一連の農地がつながっておりますけれども、それ以外については、もう住宅に囲まれた中の一角ということになっております。
判断としましては、集落内の一角でありまして、この農地が面的な農地としての難しいような場所にございますので、住宅建設という目的がほかの場所では達成できないということもあります。また、実父であります〇〇さんも50メートルほどの場所に住んでおりまして、この次男さんにつきましても、家族で近くに生活してもらいたいという強い希望もありますので、本件におきましては転用についてやむを得ないものと考えております。
以上です。

議長 倉科委員、ありがとうございます。
それでは、丸山さん、お願いします。

丸山農業委員 今説明のとおり、集落に接続した土地だものですから、やむを得ないと思います。
以上です。

議長 ほかの委員の方で本件に対しまして質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約いたします。
議案第182号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第193号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件、1件について上程いたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 議案書7ページのほうをお願いします。
議案番号193号です。許可日が平成20年7月16日、長野県指令20松地農第5号の100号で許可が出ていました。当初計画は、〇〇〇さんが自己用住宅を建設する目的で農地転用の許可を受けていましたが、仕事の関係等ありまして、計画完了ができず現在に至っていました。今回、現地で住宅を希望する〇〇〇さんが住宅建設の意向を受けて計画変更を申請されるというふうなものになっております。
以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しますので、よろしくをお願いします。

議長 それでは、地元の塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 双方が〇〇ですけれども、他人ということです。20年に許可、農地転用して、その後、〇〇〇さんは山梨のほうの会社へ行きまして、もう向こうで暮らしており、戻ってこないということで、売りたいという話が出まして、そこに山形村の〇〇〇さんが土地を探してしまして、買うことになり、宅地に家を建てるということであります。写真の一番最後のページの一番下を見ていただきまして、右側のほうが森口駅で、左側のほうに下島駅ということで、電柱のあるところが、松電が通っている場所で、その向こうが国道158号線ということであります。そして、手前も右側も宅地ということで、家が建っていますので、仕方ないかと思いました。
以上です。

議長 ありがとうございます。
じゃ、丸山委員、お願いします。

丸山農業委員 計画変更ということだもんですから、やむを得ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
これ、事務局、タイムリミットがありますか。

保科主事 タイムリミットで言えば、工事着工から工事完了日というのを申請書に書いていただきますが、完了日というのが一応のタイムリミットにはなっておりません。あと完了する前までに、まず、許可出てから3か月以内に進捗状況の提出を求めています。

議長 トータル何年とか何か月とか。
川村補佐。

川村局長補佐 今回の補足になりますが、基本的に今説明したとおり、申請書にはいつくらいまでに完了しますというのがございます。農地法としては、何年とか、そういった決まりはございませんが、特に着工は速やかに着工すること。あまりにも計画と進捗が著しく異なる場合につきましては、毎年1年ごとに出していただく進捗状況を見据える中で、必要な場合は指導するという形になっております。物によっては、数か月でできる計画もございますし、大きなものについては数年を要するものもございますので、何年という決まりはございません。お願いいたします。

議長 ありがとうございます。
本件につきまして、皆さんのほうで何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

久保農業委員 いいですか。

議長 はい。

久保農業委員 ということは、別にこれ、実質的には10年以上たっているわけですよね。実質的に、平成20年だから、10年以上たっているんだけど、杓子定規な物の言い方しなければ、全然問題ないということですか。

議長 川村補佐。

川村局長補佐 今、説明させていただいたのが、現行の事務手続手順ですが、この平成20年当時は、ちょうど境くらいになるかと思うんですけれども、担当のほうから申し上げた最初の3か月とか、その後1年1年というそこまでの事務報告の取り決めがございませんでした。ですので、完了したかどうかというのを最終確認までは行っていいなかつたと予想されます。

久保農業委員 分かりました。

議 長 ほかに。よろしいですか。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、集約いたします。
議案第193号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第194号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件について上程いたします。
それでは、事務局から説明をお願いします。
加藤事務員。

加藤事務員 それでは、総会資料8ページご覧ください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
議案第194号、岡田にお住まいの〇〇〇〇さんが岡田松岡〇〇〇、971平米外8筆、計8,942平米について承認を受けるものです。うち3筆は特定貸付けを行っています。
以上、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、地元の委員の方のご意見をいただきます。
中條委員。

中條農業委員 先日、22日に推進委員の西村さんと現地確認をしてきました。現況、田の筆が3つあるんですが、〇〇〇-〇は田んぼですが、現状は野菜を、自家用の野菜を耕作しています。それと、田んぼの〇〇〇-〇と〇は1枚の田んぼになっていまして、水稻の耕作をしております。あとは、蟻ヶ崎のほうは、特定貸付けで、現状は草刈りしてあり、野菜を作るということを聞いております。それと、あとの特定貸付けの2筆はリンゴを耕作、残りのほうも自分でリンゴを耕作しているのを確認してきました。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でこの案件に対しましてご質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

議 長 河野委員。

河野農業委員 すみません。申請のうち、リンゴを作っているというのは、蟻ヶ崎の番地のものでしょうか。

議 長 中條委員。

中條農業委員 リンゴを耕作しているのは、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇－〇で、蟻ヶ崎の地籍は特定貸付けで野菜を作っておりまして、現状は草刈りしてきれいに今なっております。

河野農業委員 はい、了解しました。

議 長 ほかの委員の方でご質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようでしたら、集約いたします。
議案第194号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から説明事項のアからキついて一括説明をお願いいたします。
加藤事務員。

加藤事務員 これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料9ページからご覧ください。

9ページ、非農地証明の交付状況の件、1件、10ページから12ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、19件、13ページ、認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件、1件、14ページから15ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、22件、16ページ、農地法第4条の規定による届出の件、4件、17ページから20ページ、農地法第5条の規定による届出の件、20件、21ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、2件。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの報告につきまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきをお願いいたします。
続きまして、報告事項のク、令和3年度違反転用への対応について、事務局から説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 議案書の22ページのほうをお願いします。
今年度の違反転用への対応については、こちらに記載のとおり、これまでと同様に適切な是正対応を行っているものです。
また、該当地区の委員の皆様につきましては、本日、違反転用または違反転用が疑われる農地の調査についての依頼を開会前にお渡しさせていただきました。以前から違反転用とされている農地や、今年度の農地パトロールで新たに判明した違反転用と思われる農地についての確認をしていただくものです。
実施方法につきましては、昨年度と同じく、農地利用最適化推進委員の皆様と連携していただき、該当農地の確認及び写真撮影、また可能な範囲で違反転用地の所有者、行為者への聞き取りを行っていただきたいと思えます。
実施方法について、何か不明な点等がありましたら、事務局までご連絡いただきたいと思えます。
なお、報告の期限は、来年の総会日である1月31日というようになっております。
以上になります。よろしく申し上げます。

議長 ご苦労さまでした。
ただいまの案件について委員の皆様からご質問、意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、事務局説明のとおりご承知おきをお願いいたします。
続きまして、協議事項に入ります。
事務局から協議事項ア、納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件について説明をお願いいたします。
加藤事務員。

加藤事務員 総会資料24ページをご覧ください。

納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件についてご説明いたします。

これは税務署からの依頼により納税を受けている農地について、免除の確定をする前に現地調査を行い、その結果を税務署へ報告するものです。今回は10件、65筆、9万9,007.72平米の調査となりました。担当していただきました委員の皆様、ありがとうございました。

調査に基づく農地の利用状況は、表の右側、利用状況欄に記載のとおりです。

委員の皆さんに現地を確認いただいて、課題があった農地については、本人に事情を伺って、事務局でも現地を確認いたしました。その結果、課題があった部分については改善が見られ、全て農地として利用していることが確認できましたので、税務署にはそのように報告したいと考えています。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事項につきまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、事務局説明のとおり、特例措置を受けている納税猶予地65筆の利用状況について、松本税務署へ報告をさせていただきますので、ご承知おきいただくとともに、この間、農地の確認をしていただきました委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

次に、協議事項、令和3年度の第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更の協議に入ります。

農政課から計画変更案の概要などについて説明をお願いいたします。

羽入田主任。

羽入田主任（農政課） 農政課計画担当の羽入田と申します。農業振興地域整備計画の担当をしておりますので、よろしく願いいたします。

協議事項、令和3年度第2回松本農業振興地域整備計画の変更についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

資料につきまして、別冊資料になります。「令和3年度第2回松本農業振興地域整備計画の変更について」と記載された資料と「変更申出地位置図」と記載された資料の2種類をもってご説明させていただきます。

では、「整備計画の変更について」と記載された資料の1ページ目をご覧ください。

（1）変更案の概要についてご説明いたします。

今回の重要変更は8件です。内訳は農家分家が2件、その他が5件、農用地区域への編入が1件です。軽微変更は4件になります。内容変更は3件で、内訳は申出者変更が1件、目的変更が1件、申出者及び目的の変更が

1件です。計15の案件をご協議いただきたいと思います。

続きまして、資料2ページをご覧ください。

(2) 経過。

資料に記載のとおりで、今年の11月に申出を受け、各地区農振協議会、現地調査、庁内調整会議が行われ、本日農業委員会でご協議いただくこととなりました。

(3) 今後の予定も資料に記載のとおりです。

今回の案件について、市農振協議会で承認された場合、軽微変更案件については、完了公告と申出者等への通知がなされます。重要変更については、県の事前協議、県同意等を経て、除外完了公告と申出者等への通知を予定しております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました。委員の方で質問、意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

特にないようですので、次に進みます。

変更案の協議に入ります。

最初に、農家分家について説明をお願いいたします。

羽入田主任。

羽入田主任（農政課） 資料の3ページから9ページをご覧ください。

(4) 整備計画変更一覧表について、個別案件ごとに左上の番号を振ってあります。一番下には別冊の変更申出地位置図のページが記してありますので、併せてご参照いただければと思います。

では、個別案件ごとの説明に入ります。

まず、農家分家2件です。

資料3ページになります。

番号1、島内地区、農家分家です。申出者、〇〇〇〇さん、〇〇さんは現在、夫婦とお子様で借家に住んでいますが、子供が成長するにつれて借家が手狭になり、将来のことも考え、住宅を建てるのがよいと判断しました。申出地は、周辺農地への影響が軽微で、本家に近く、将来的に本家の農作業サポートが効率的に行えるということです。なお、将来的には〇〇さんの弟で長男の〇〇〇〇さんが本家を継ぐ予定です。

以上により、農家分家で、田、2、463平米のうち300平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。

続きまして、番号2番、和田地区、農家分家です。申出者、〇〇〇〇さん、〇〇さんは現在、夫婦とお子様でアパートに住んでいますが、お子様が成長するにつれてアパートが手狭になり、家族がふえることも見越して

住宅を建てるのがよいと判断しました。申出地は、最も周辺農地への影響が軽微で、本家に近く、将来的な農作業サポートを考慮しても適切ということです。なお、将来的には、〇〇さんの姉で次女の〇〇〇〇さんが本家を継ぐ予定です。

以上により、農家分家で、田、3,702平米のうち300平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。

以上、農家分家2件の説明を終わります。ご協議お願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明の中で、地元の委員の方で何か補足説明等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ほかの委員の方でこの案件につきまして何か質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、集約いたします。

農家分家2件、600平米について、「やむを得ない」と集約したいと思いますが、承認していただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、農家分家の2件について、「やむを得ない」と集約いたします。

その他について説明をお願いいたします。

羽入田主任。

羽入田主任（農政課） 続きまして、その他5件です。

資料は4ページになります。

まず、番号3番、笹賀地区、指定既存集落内の分家住宅です。都市計画法の基準により、一般分家住宅扱いになります。申出者、〇〇〇〇さんは現在、夫婦と子供で長野市のアパートに住んでおります。お子様が生まれたことでアパートが手狭になり、高齢の両親の介護や農作業サポートのことも考え、地元である松本市に住宅を建てるのがよいと判断しました。申出地は、周辺農地への影響が軽微で、実家に近く、両親の介護や農作業サポートが可能ということです。

以上により、指定既存集落内の分家住宅として、田、477平米のうち299.57平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。

続きまして、番号4番、島内地区、資材置場・駐車場です。申出者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇さんは、住宅の基礎工事や外構工事を請け負っており、現在は会社所有地を資材置場として使用しています。現在の資材置場は集落に隣接しており、騒音等の影響で隣接集落から苦情が来ているため、円滑な業務継続のために資材置場の移設が必要となりました。会社所在地近隣で、現在の資材置場と同等の土地を探し、条件に合致し、所有者の同意が得られたのが本申出地のみということです。

以上により、資材置場・駐車場で、畑、1,064平米、1筆を農振除外し、転用したいとするものです。

続きまして、番号5番、島立地区、駐車場です。申出者、〇〇〇〇〇〇〇〇、代表役員、〇〇〇〇さんは、葬儀、法事、墓地の維持管理等を業務として行っております。現在、境内地に駐車場を設けていますが、確保しているスペースでは20台しか駐車できず、葬儀等のピーク時にさらに10台以上の駐車場が必要になるということです。また、送迎用のマイクロバスが通行できる幅員の道路に接している場所を探す必要があるということです。〇〇〇〇近隣で選定条件に合致する土地を探し、条件に合致し、所有者の同意が得られたのが本申出地のみということです。

以上により、駐車場、畑、162平米、1筆を農振除外し、転用したいとするものです。

続きまして、番号6番、今井地区、資材置場・駐車場です。資料5ページになります。申出者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇さんは、大町市に本社があり、松本エリアについては笹賀営業所に拠点を設け、LPガス工事及び附帯工事等を請け負っております。現在は会社所有地と申出地近隣の借地に資材置場を確保していますが、松本エリアでの事業拡大に伴い、資材置場が不足している状態ということです。業務の効率化のために、笹賀営業所から短時間で行き来できる場所に資材置場を確保する必要があり、その選定条件に合致する土地を探し、条件に合致し、所有者の同意を得られたのが本申出地のみということです。

以上により、資材置場・駐車場で、畑、965平米、1筆を農振除外し、転用したいとするものです。

続きまして、番号7番、今井地区、資材置場・駐車場です。申出者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇さんは、建設、解体、外構工事を請け負っております。現在は会社所有地に資材置場を設けていますが、業務が増加したことに伴い、資材が置き切れない状態ということです。また、建設工事で使用する土を置く場所がなく、ほかの業者の所有地に仮置きをさせてもらっている状況で、業務に支障を来しているということで、本社から短時間で行き来できる場所に資材置場、土置場と駐車場を確保する必要がありますということです。本社近隣で必要面積が確保できる土地を探し、条件に合致し、所有者の同意を得ることができたのが本申出地のみということです。

以上により、資材置場・駐車場で、畑、1,889平米、1筆を農振除外し、転用したいとするものです。

以上、その他案件5件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
地元の委員の方でこの案件に対しまして何かご意見、補足説明等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ほかの委員の方でこの案件に対しまして何かありましたら、お願いいたします。
柳澤委員。

柳澤農業委員 7番目ですが、ここの該当する場所は、畑地のちょうど真ん中のほうにありまして、これをもう少し隅のほうに持っていくということではできなかったのでしょうか。そのほうが多分畑を耕作するときに耕作しやすいのではないかという気がしますけれども。

議長 地元なので私のほうからも一言申し上げますが、滑走路の北側の東に当たるところで、地籍的には笹賀なのか神林なのか、今井なのかという場所ですが、周辺は資材置場等であり、土地の土質もよくなく、現状は農業で生計を立てるにはとても適さない土地です。
ただ、懸念は、家庭菜園で一生懸命やっている方がいらっしゃいますものですから、その人たちに迷惑かけないようにということと、この当該地は隣が老人施設でありますので、その方に対しては迷惑を決してかけてはならないということで、地区の農振協議会でも附帯決議で代理人には申し上げます。
それでは、羽入田主任。

羽入田主任（農政課） すみません、ご意見ありがとうございます。
今回の今井の〇〇〇〇-〇という地番は、こういう形をしておりまして、東側にもう1筆、同じような縦長の地番が〇〇〇〇-〇という地番であるんですが、所有者も別で、別の筆ということになっておりますので、この形になるのはやむを得ないかと思えます。
以上です。

柳澤農業委員 ありがとうございます。

議長 ほかの方でこの案件に対しまして何かご意見等ありましたら、お願いしたいと思えます。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。
その他5件、4,379.57平米については、「やむを得ない」と集約したいと思いますが、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、その他5件については、「やむを得ない」と集約いたします。
次に、編入について説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田主任（農政課） 続きまして、編入1件になります。

資料は6ページをご覧ください。

番号8番、神林地区、除外済み農地の農用地区域の編入になります。こちらの筆につきまして、昭和57年5月7日公告で、申出者は〇〇〇〇さん、目的は石材置場として257平米、1筆を除外済みですが、目的が達成されず、農地転用の完了報告がないまま現在まで農地として活用されてきました。後ほどご説明いたしますが、別途、案件番号15番の申出により、申出者、〇〇〇〇さんが農家分家の敷地拡張として94平米を転用する予定になっております。残地の田、557平米のうち463平米は、申出者が夏野菜を中心に自耕作をしている農地ということで、周辺農地との連担性も確保されているため、農用地区域へ編入したいとするものです。

以上、編入1件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
地元の委員の方から何か補足説明ありましたら、お願いいたします。
塩原委員。

塩原（秀）農業委員 石材置場にしていたんですけれども、その石材店をやめたということで、現在、農地になっています。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 では、ほかの意見がなければ、集約いたします。
編入1件、463平米については、「同意する」と集約したいと思いますが、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、編入1件については、「同意する」と集約いたします。
次に、軽微変更について説明をお願いします。
羽入田主任。

羽入田主任（農政課） 続きまして、軽微変更4件ですが、委員に関係する案件が含まれておりますので、最初に2件を説明させていただきます。

資料7ページになります。

番号9番、寿地区、農業用施設の耕作用駐車場です。申出者、〇〇〇〇さんは、約300平米を自耕作しております。現在、庄内地区の自宅から寿地区の耕作地へ通っておりますが、駐車スペースがないことで支障が生じているため、今後も安全に営農するために駐車場を設けることは必要不可欠ということですので。申出地は耕作地の一角で、車両が安全に出入りすることができ、農作業の効率化を図ることができるため、今回の申出に至りました。

以上により、農業用施設の耕作用駐車場で、畑、274平米のうち28平米を軽微変更したいとするものです。

続きまして、番号10番、四賀地区、農業施設の農機具格納庫です。申出者、〇〇〇〇さんは約5,000平米を自耕作しています。現在、岡田地区の自宅に農機具を置いていますが、耕作地の四賀まで移動するは非効率的であり、生産効率を上げるために四賀の耕作地近隣に農機具格納庫を設ける必要があります。申出地は耕作地の一角で、車両の出入りに問題がなく、必要面積が確保でき、農作業の効率化を図ることができるため、今回の申出に至りました。

以上により、農業用施設の農機具格納庫として、田、446平米のうち52平米を軽微変更したいとするものです。

以上です。軽微変更2件についてご協議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
地元の委員の方から何か補足等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、全員の方にお伺いしますが、何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。
軽微変更2件、80平米については、「了承する」と集約したいと思いますが、承認していただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、軽微変更2件については、「了承する」と集約いたします。

次に、軽微変更における残りの2件ですが、委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の規定により、倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退室)

議長

それでは農政課より説明をお願いいたします。

羽入田主任。

羽入田主任（農政課） 引き続き軽微変更になります。

番号11番、梓川地区、農業用施設の農機具置場・農業用倉庫です。申出者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇さんは約50万平米を自耕作しております。今後は営農が困難になった方の農地を受け継いで耕作面積が増加していく見込みです。この面積を耕作するために大型農機具は必要不可欠であり、現在所有している機械や資材を収納するための倉庫が不足しているため、農業用倉庫が必要と判断されました。申出地は事業所の近隣で、必要面積や接道が確保でき、機械の管理や農作業効率を考慮すると、最も適切な場所であるため、今回の申出に至りました。

以上により、農業用施設の農機具置場・農業用倉庫として、田、1,365平米のうち1,052平米を軽微変更したいとするものです。

続きまして、番号12番、梓川地区、農業用施設のポンプ庫の追認になります。資料8ページになります。申出者、〇〇〇さんは約5,000平米を自耕作しています。自作地である申出地に平成3年に野菜水まき用のポンプ庫を建設しました。申出地が農振農用地である認識がなく、営農に必要な施設として建設されました。今後も効率的な営農のために必要不可欠な施設であるため、今回判明した現況を是正し、適法な状態にするものです。

本施設は地域の農業振興に資するものと認められますので、畑、1,286平米のうち36.82平米を軽微変更したいとするものです。

以上です。軽微変更2件についてご協議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

地元の委員の方から何か補足等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、全員の方にお伺いしますが、何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。
軽微変更2件、1,088.82平米については、「了承する」と集約したいと思いますが、承認していただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、残りの軽微変更2件についても、「了承する」と集約いたします。
それでは、退室している倉科委員の入室を許可します。

(倉科農業委員 入室)

議長 次に、内容変更について説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田主任（農政課） 続きまして、内容変更3件です。

資料は9ページになります。

内容変更については、本日の意見聴取後、市農振協議会でご協議いただき、了承が得られた場合に申出者へ内容変更完了の通知をする予定となっております。

では、番号13番、今井地区になります。除外済み案件の申出者変更です。前回申出者、農業経営者の〇〇〇〇さんは約1万5,000平米を自耕作しており、仮住まいのアパートから通いで本家所有の畑を耕作しています。平成31年1月25日公告で、申出者を〇〇〇〇さん、目的を農家住宅はなれとして238平米を除外済みですが、農地転用は未完了のまま、土地所有者が変更になりました。農地転用要件を満たすため、前回申出者の〇〇〇さんと妹の〇〇〇〇さんが連名で手続をする必要が生まれました。目的と転用予定面積は前回と同一で、土地所有者と申出者が替わるため、申出者変更として受け付けるものです。

続きまして、番号14番、神林地区、除外済み案件の目的変更で、農業用施設の農業用倉庫・農機具置場と普通乗用車用の駐車場になります。申出者は約3500平米を自耕作しております。令和2年1月24日公告で、申出者夫婦と申出者の長男家族の計4人が居住するための農家住宅はなれを目的として、503.83平米を除外済みです。当初の計画は、1階部分は農業用倉庫、2階部分が住宅という構造のものであり、高齢である申出者夫婦が生活する上で、居住スペースが2階であるということに不具合

が生じ、申出者夫婦は隣接宅地内にある母屋で生活することになりました。それに伴い、除外済みの2階建て農家住宅はなれを1階部分の農業用倉庫のみに変更いたします。また、普通乗用車用の駐車場スペースが不足しているということで、農業用施設の東側には駐車場を設ける予定です。

以上により、除外済み503.83平米の目的変更案件として受け付けるものです。

続きまして、番号15番、神林地区、除外済み農地の申出者及び目的変更で、農家分家の敷地拡張です。先ほど編入案件として番号8番でご説明したものと同地番になります。番号8番でご説明したとおり、申出地は昭和57年に石材置場として除外済みですが、現在まで農地として活用されてきました。現在、土地所有者である申出者、〇〇〇〇は居宅駐車場及び農業用物置の設置スペースが不足しているということで、生活及び営農に必要な設備であるため、本申出をし、敷地拡張により対応したいということです。申出者の所有地と他者の所有地で位置選定し、目的を鑑みても、居宅隣接の申出地が最も適切であるため、今回の申出に至りました。

以上により、田、557平米のうち94平米を申出者・目的変更案件として受け付けるものです。

以上です。内容変更3件についてご協議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

地元の委員の方で何か補足説明等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

全体の委員の方で何かご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、集約いたします。

内容変更3件、835.83平米については、「了承する」と集約したいと思いますが、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、「了承する」と集約いたします。

最後に、松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更について説明をお願いいたします。

羽入田主任。

羽入田主任（農政課） 最後に、松本市の農業の振興に関する計画の変更について、資料10ページをご覧ください。

まず、趣旨ですけれども、農振除外要件の中に土地改良事業の完了8年を経過していない農振農用地は除外ができないというものがあります。ただし、主に農業者が営む農業用という要件を満たすものについては、27号計画を変更し、県との調整等を経ると、例外的に除外が可能な場合があります。

土地改良事業の実施状況については、資料11ページのとおりです。

資料12ページ以降、先ほどご協議いただいた案件のうち、1番と2番の2件が該当いたしますので、番号①、②で記載しております。

番号①、②については、国営中信平第二期農業水利事業の受益地であり、完了後8年を経過しておりませんが、地域の総合的な土地利用に問題がなく、農業上の土地利用への支障は軽微であると判断し、松本市の農業の振興に関する計画について変更したいとするものです。

以上です。ご協議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
27号計画についての変更について説明がありました。
皆さんのほうから質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。
松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更について、「異議なし」と集約したいと思いますですが、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、松本市の農業の振興に関する計画の変更については、「異議なし」と集約いたします。
それでは、今まで協議結果をまとめて事務局から報告させていただきます。
小林局長。

小林局長 それでは、報告させていただきます。
令和3年度の第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、協議結果の集約を報告いたします。
農家分家2件、600平米については、「やむを得ない」と集約いたしました。
その他5件、4,379.57平米については、「やむを得ない」という集約でございます。
それから、編入1件、463平米については、「同意をする」という集約です。

それから、軽微変更4件、1,168.82平米については、「了承する」という集約です。

内容変更3件、835.83平米については、「了承する」という集約でございます。

松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更については、「異議なし」という集約でございました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

地区農振があったり、今回のこの内容、また松本市の農振も、それぞれ皆さんお骨折りをいただきまして、理解するに大変だと思いますけれども、事務局との対応の中でもお願いしたいと思います。

それでは、休憩に入ります。25分会議再開いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（休 憩）

議 長

総会を再開いたします。

その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。

当初の順番を入れ替えまして、報告事項のエ、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについてから行いたいと思います。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、総会資料の31ページお願いしたいと思います。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについてということでご報告いたします。

要旨でございます。

農業委員会等に関する法律の規定によりまして、平成31年2月に策定した本委員会の指針について、策定から3年が経過することから、目標の達成状況を確認するとともに、必要に応じて指針の見直しを行うことについて報告するものでございます。

平成31年2月といいますのは、新体制移行が平成30年8月でございましたので、そこから指針の策定に向けていろいろと検討して、半年足らず経過した年度末、31年2月に策定したということでございます。

2番、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてということでございます。

こちら、農業委員、それから推進委員が農地などの利用の最適化を推進するために、3つありますけれども、遊休農地の発生防止・解消、担い手への集積・集約化、新規参入促進に係る活動を行う際の目標や推進方法について定めたものでございます。

目標年度は、国の、そこにあります農林水産業・地域の活力創造プランに合わせて平成35年度、当時の平成35年度、今の令和5年度としており

ます。

この指針の策定につきましては、下の参考のところに法律書き出しておりますけれども、努力義務になっております。その際は、推進委員の意見も聞かなければならないとされております。

それから、指針の内容、あるいは目標達成状況につきましては、これから見ていただきますが、4番目、今後の進め方でございます。

農業振興委員会のほうで指針の見直しについて検討してまいりたいと思います。所掌事務の中で、農業振興委員会の所掌事務に属します。

そして、結論として見直しが必要だということになった場合は、農業委員、推進委員から意見を聴取した上で、総会で見直し案を決議してまいりたいと思います。

指針につきましては、32ページ以降から載せてございます。

本委員会で定めた指針ということで、第1が基本的な考え方、それから第2が具体的な目標と推進方法、その第2の中で、1つ目が遊休農地の発生防止・解消、これに係る推進方法を記載してございます。それから、34ページが担い手への農地利用の集積・集約化についての目標とそれに対する具体的な推進方法、35ページにつきましては、新規参入の促進についての目標、それから具体的な推進方法ということで、指針の内容はこのような構成になってございます。

当時定めた指針はこんな状況でございますが、36ページ以降が実際のこれまでの状況でございます。

それでは、36ページの(1)が遊休農地の解消目標ということでございますが、こちら、表の左側が目標、右側が実績ということでございます。

遊休農地率と書いてございます。こちら、単位がちょっと抜けておりまして、大変恐縮でございますが、パーセントということで補記をいただけるようお願いいたします。パーセントです。

右側のところの平成30年3月の現状値、7,416ヘクタールという農地面積に対して、遊休農地が34ヘクタール、パーセンテージにしますと0.45%というのが現状値でございました。それで、その先の31年3月から令和6年3月までの目標値ということで、解消目標を定めてまいりました。

農地面積につきましては、国が公表する統計面積になっております。これに対して、1号遊休農地を足した、分母に足した面積ということで、注意書きの1にありますが、国の資料でございます。

それで、実現可能性等を考慮して、毎年1ヘクタールずつ遊休農地を解消していこうじゃないかというのが当時の目標でございました。

これに対しまして、右側のところに実績、どうなっているかというのが現在の状況でございます。やはり増減を繰り返しておりまして、減っていくというような傾向にはなっていないわけでございます。やはり情勢判断としまして、担い手の減少、農業従事者の高齢化というようなことは毎年進んでいく中で、この先も新たな遊休農地の発生が見込まれるということで、先行きは厳しい状況かなと考えております。

注意としましては、この遊休農地の面積は、いわゆる非農地判断を前提とするB分類については入っていないというところがありますので、ご承知おきください。

続きまして、37ページが担い手への農地利用・集積目標ということでございます。

目標、このような形で、過去の推移からして、前年度対比1.02という形で目標を掲げて、集積目標を出してきました。

これに対して実績でございますが、足踏みということで、伸び率の鈍化が見られるところでございます。

ただし、松本市、県内でトップの57.4%、これ、令和2年度57.4%の実績でございます。

ちなみに、県全体の平均は38.9%、全国は58%ということで、松本市においては、ほぼ全国の集積率に同じというようなことになっております。

ちなみに、国は令和5年度末までに80%ということで、なかなかちょっと、実現の見込みとしてはかなり難しいような目標を掲げておりますけれども、松本市はもともと集積率が県下トップ、ところが集積率の伸びについては鈍化傾向というのが現状でございます。

最後に、38ページでございます。

新規参入の促進目標ということでございまして、目標値は31年3月から令和6年3月に毎年6経営体、6ヘクタールずつ新規参入を進めていこうということで、単年度で6経営体、6ヘクタール、その隣が累計ということで、積み上げが書いてあります。

そして、一番右の列が実績でございまして、策定後最初の1年は21経営体、12.7ヘクタール、2年目は10経営体、1.9ヘクタール、3年目は36経営体、9.1ヘクタールというような形で、確実に新規参入の実績が上がってきているということでございます。

こちらにつきましては、分析しますと、自家消費レベルでの農地を借りようとするもの、ちょっと家庭菜園では満足できないけれども、もう少し増やして自家消費の農地を借りてみたいといった方が増えてきたと。それから、また新規参入する法人がちらほらと見受けられたというようなことが、その増加の理由となっております。

といったことで、現在の状況をご確認いただけたかと思えます。

こんな中で、農業振興委員会のほうで、また今までどおりの目標のまま行くのか、あるいは若干ちょっと修正をかけたほうがいいのか、こちらは先ほど申しましたとおり、令和5年度末、つまり令和6年3月の目標値というところは、出口はもう決まっているわけでございますので、そんな中で、この時点でさらに若干微修正を図るのかどうかといったことも含めて、農業振興委員会のほうでまたご検討いただくように考えております。

また、その目標を達成する手段として、具体的な推進方法についても、再度これでいいのかどうかというようなことを確認いただきながら、見直した結果をまた推進委員さん、農業委員さんにご意見もお伺いした上で、最

終的に見直しについて総会に諮ってまいりたいということでございまして、今後の進め方についてご説明いたしました。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

基本的には振興委員会のほうへ細部についてはお願いするとして、その前に、皆さんのほうから何かここでご発言があれば、お願いしたいと思いません。

[質問、意見なし]

議 長

じゃ、よろしいですかね。これをまた母体とした中で、また振興委員会で練ってもらうということでお願いしたいと思えます。

じゃ、報告事項のア、令和3年度第3回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてということを経験といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

田村主事。

田村主事（農政課） 資料26ページをご覧ください。

まず初めに、すみません、資料の訂正をお願いいたします。大きい3番の（1）新規認定者一覧の表中、整理番号2番、〇〇〇〇様の部分ですね。こちら、地区が里山辺となっておりますが、正しくは入山辺となりますので、ご訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、報告に移りたいと思えます。

令和3年度第3回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたします。

まず、認定農業者制度の概要についてですが、根拠法令である農業経営基盤強化促進法の一部改正により、令和2年4月1日から2以上の市町村の区域内において農業経営を営もうとする者については、長野県知事または農林水産大臣が認定処理することとなりました。

次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が令和2年4月9日に告示され、所得目標が見直されました。数値については資料の表のとおりです。

審査方法については、原則年4回審査を行い、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導班へ意見聴取を行い、認定するものです。

今回、松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、新規が個人7件、組織1件、共同1件の計9件、続きまして再認定が個人21件、組織が1件、共同2件の計24件、以上33件について、全件承認されたことをご報告します。

以上です。

議 長

ありがとうございました。
ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりでご承知おきをお願いいたします。

続きまして、報告事項のイ、令和3年度第3回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

上條主査。

上條主査（農政課） 農政課の上條信之と申します。よろしく申し上げます。

私からは、令和3年度第3回青年等就農計画の審査結果につきましてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、まず要旨でございますが、青年等就農計画の申請につきましては、今回2件の申請がありまして、指導班書類審査の結果、適切、適当と認められましたので、認定をいたしまして、報告するものでございます。

制度の概要につきましては、農業経営基盤強化促進法並びに松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づきまして、松本市長が認定をするものでございます。

認定基準につきましては、市内で新たに農業経営を営もうとする青年等で、農業経営を開始してから5年を経過しない者を含みまして、認定農業者を除くという内容でございます。

主な認定基準でございますが、青年等就農計画に記載された目標が松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らしまして適切であること及び青年等就農計画の目標を達成する見込みが確実であることという2点が主な内容でございます。

それから、数値的な指標につきましては、（エ）にございますが、農業経営開始からおおむね5年後の所得につきまして250万円程度及び年間労働時間が2,000時間の実現を目指す計画であることという内容になります。

最後の3番でございますが、青年等就農計画へ認定者、今回2名おりまして、まず1人目、梓川、〇〇〇〇さんでございます。形態は親の農業経営とは別に新たな部門を開始するということで、作目は露地野菜、キュウリでございます。令和3年3月に新規就農いたしまして、現在、20アールの農地で夏秋キュウリを生産しております。今後30アール程度に拡大を目指しておりまして、低温冷蔵庫ですとかトラクターなどを今後導入しまして、経営基盤の強化確立をするという計画となっております。

お2人目、今井の〇〇〇〇さんです。今回新たに農業経営を開始いたしま

して、露地果樹でございます。リンゴ、ブドウ、梨を中心としたものになります。〇〇さんにつきましては、松本新規就農者育成対策事業という3年間の研修を今回終了されまして、この11月1日で新規就農した方でございます。今後、農地の拡大及び青年等就農資金を借り入れて冷蔵庫を購入することなどによりまして、経営の早期安定を図るという計画となっております。

該当の地区の農業委員の皆様におきましては、新規就農者の経営確立に向けまして、定期的にサポートをお願いしたく、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

議長

ありがとうございました。
これより質疑を行います。
発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、報告事項のウ、農業者支援事業についてを議題といたします。

農政課の説明をお願いいたします。

忠地係長。

忠地係長（農政課） 農政課の忠地と申します。よろしく申し上げます。

資料の30ページをご覧ください。

農業者支援事業についてといったところで、趣旨といたしまして、令和4年度の農業支援事業の案が農政課内でまとまったので、まず農業委員の皆様にご報告するものになります。

2番の未来を担う農業経営者支援事業、今まで平成14年から認定農業者支援事業という名前で開始をさせていただきまして、平成29年、今の未来を担う農業経営者支援事業になったということで、19年ほどやらせていただいた事業になるんですけれども、こちらのほうの内容の見直し検討を考えておりますので、ご報告させていただきます。

まず、認定農業者につきましては、リース事業のほうをなくしたらどうかといったところの報告になります。こちらのほう、平成29年から申請がないものですから、今回こちらのほうでは取得事業だけでどうかといったところで考えております。

次にその下の女性農業者事業につきましては、マルシェや講座の開設など、こちらのほうも平成29年から事業の申請がないことから、なくしたらどうかといったところを報告させていただきたいと思っております。

次の一番下の新規就農者支援事業につきましては、こちらのほう、新たに新規就農者、認定新規就農者に対して機械の補助や施設の補助を追加させていただいたらどうかといったところをご提案させていただくものになり

ます。

(2) 番になります。補助率・上限額になります。

表の上の補助率の欄で、令和3年、令和4年と案を示してございます。左側が補助率、機械と施設それぞれを認定農業者支援につきましては3分の1以内を3分の2以内に変更したらどうかと。上限額は200万円から、機械のほうは50万円、施設のほうは変更なしといったところで考えております。

次の女性農業者の支援につきましては、講座とかソフト事業は廃止を予定しているんですが、補助率のほうを3分の2、上限を20万円から50万円といったところで考えております。

次に、認定新規就農者につきましては、3分の2以内、上限を200万円というふうに考えております。

参考になりますが、現在、認定農業者数541人のうち、この事業を実施していただいた方が346名、63%といったところで、好評をいただいている事業となります。

3番になります。こちらのほうのスマート農業推進事業といったところで、令和4年度、スマート農業に対しましてこのように農政課では考えているところでございます。

対象者につきましては、認定農業者、中心経営体、農業法人、集落営農組織といったところでございます。

補助率につきましては、導入費の2分の1以内、上限200万円といったところになります。

こちらのほう、まだ課内での検討段階の報告をさせていただくところでございますので、今後決まり次第、農業委員の皆様にはご報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

倉科委員。

倉科農業委員

先ほどご説明ありましたとおり、今回変更後ということで、認定農業者の例でいきますと、農業機械、施設の取得及びリースということで、リースの利用がないから、今回はそういった対象を外していくというご説明だったかと思っております。

リースにするか、買取りにするかは、もうその農業経営の判断になりますので、上限金額見ても、ちょっと200万円ぐらいが上限ですので、こういったものが必ずリースにするかどうかというのは分からないんですけれども、これは本当ケース・バイ・ケースで、リースにする場合ももちろんあります。ということは、今まで利用がなかったのかもしれないんですけれども、ちょっと間口を狭めてしまうのは、利用者にとってちょっと不利益

かなと思いますので、リースについても、従来どおり残していただくのがいいのかなというふうに考えております。

それから、補助率については、3分の1以内から3分の2以内でということで、非常に高率になってきますので、やはりこういった内容は大変支持したいなと思っております。

リースについて、本当にちょっと少し検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 忠地さん、答えられる範囲でお願いします。

忠地係長（農政課） 検討させていただきますので、よろしくお願いします。

議長 二村さん。

二村農業委員 すみません、ここに認定農業者の補助が200万円から50万円ってあるんですけども、私、今、うちの地域で新規就農して、また認定農業者になって、機械を買いたいという人が現にいて、私は200万円があるから、それで申請してやれば、認定農業者にもということで、現にそういうふうに動いてしまっていて、どうしてこれが急に、すみません、50万円になっちゃったのか、ちょっとそここのところをお聞きしたいと思って、この200万円から50万円というのは本当に大きいので、ちょっとびっくりしちゃって、今。お願いします。

議長 忠地さん、うちの地元も、若い皆さんがSSとかトラクターに書いてあるのは、未来を担う云々。やはりこれ、市内でもこれだけバックアップしているから、農業に対するスタンスもいいし、基本的な姿勢だと思うんですよ、これね。その辺を含めてちょっと説明をお願いします。

忠地係長（農政課） すみません、農政課だけのお話になりますので、ご了承いただければと思うんですが、農政課のほうでは、今、委員さんから言われたように、認定新規就農者の方は、確かにこれから地域を担っていただく方なんですけど、支援が必要だといったところで新設をさせていただきました。

認定農業者につきましては、今後、もう認定新規就農者の方とはちょっと違い、農業経営者のプロでございます。そうした方々につきましては、今後、ご自身の農業計画に沿って機械等の補助を導入していただいたらどうかといったことがありまして、このようにさせていただきました。

以上です。

二村農業委員 すみません、新規就農者は200万円までよくて、今までやっていたけれども、例えば今まで認定農業者でいたけれども、ちょっと拡張して、いろいろ機械も欲しいという人の場合は50万円しか駄目だと、そういうことですか。

忠地係長（農政課）　そういうことになります。

議　長　　忠地さん、これ、ちょっと根本的にスタンスを考えてもらわないといけな
いわね、これ。ともかくこの松本市で農業をやれと。それはもちろん新規
就農者と親元就農の国の政策の支援の違いもあるんだけど、この松本
地域の中で緑を守り、水を守り、農業を守って皆さんよくしているとい
う人に対して、新規就農者と認定農業者の枠を超えて、これだけバックア
ップして、みんなで農業が、地域をよくしていこうというようなスタンスも
踏まえた中でも、ちょっと持ち帰って考えてくれない、これ。

久保農業委員　これはあれですか。そうすると今の話分かるんだけど、毎年新しい機
械を買うたびに、毎年200万円頂けるといようなことじゃまずいでし
ようと、もうベテランだからといような意味ですね。

議　長　　一生に一遍。

久保農業委員　認定だよ。認定農業者の場合でも。それはちょっとつらいよね。
かといって、毎年200万円……

議　長　　忠地さん、いいですか。

忠地係長（農政課）　すみません、これまで農政課内での検討の話を皆様にご提案をさせてい
ただいているので、ご提案をいただければ、またうちのほうでも検討させ
ていただいて、いい方向に持っていければなどは思いますが、一応農政課
内での考え方を皆様に今回ご提案をさせていただいたということになりま
すので、よろしくをお願いします。

二村農業委員　もう一回お願いしたいんですけども、本当に農業者が減っているし、高
齢化で、もう本当に農地を今、どうやって守っていくか、どうやって作っ
ていくかという、本当にすごい状況になっているので、こういう補助があ
れば、少しでも同じように継続していただいて、これから機械を買ってや
りやすい環境、それは減らさないで、ぜひお願いしたいと思うんですよ。
そうじゃないと、農地をこれからどうやって、いい場所でも農地を守れな
い状況なんです、本当に。なので、ぜひ減らすことなく、現状維持で願
いしたいと思います。

以上です。

議　長　　じゃ、当然忠地さんの職責として、ここでどうのこうの、この雰囲気と内
容を持ち帰ってもらって、この最後のスマート農業の新規って、そこはや
っぱり、そこをやるからといような、何か透けて見える気がするんだ。
全然違うものなので、その辺の、もちろん市の財政だって、そんなに裕福

じゃないということは分かっているけれども、やはり農業に対するスタンスだけは、こういう形として表わしてもらいたいということを自分自身の個人的な見解ですが、思いますので、また上席なり組織なりとちょっとこの辺の内容を詰めてください。

ほかに。

上條さん。

上條農業委員

ちょっと倉科さんの意見と反する意見になっちゃうかもしれないんですけども、リース事業が、私はリース事業に関しては廃止の方向でいいんじゃないかなというふう実感している人間なんですよね。

ヒートポンプを入れて、その資金が、こういうことから始まっているんだね。資金がない人たちがリースにすれば楽になるだろうと考えたんだね。これはもう経営じゃないので、お助け事業なので、それで私はそのときに足りない分は払いたいんだと言ったんだけど、あと残額については、〇〇〇〇〇さんが極めて高い金利で、結局払うと70何%になっちゃうんだね、5割で済むもののわけが。この間通知来たけれども、最期は買取りするかどうかと言って、結局は、そのくらいだったら、金利の安いお金を借りて、自分でやったほうがいいという、そういうことになる。

リース、リースで一時にお金がかからないからいいという錯覚でこれをする人がいるけれども、この後、やっぱり多分リース事業ってもう一度出てくるんだけど、残額について、借りないで、自分のお金で、その事業をただ経営力で利用するという方向で捉えてもらいたい。強制的にそのお金を借りると、高金利のものでね。あれは困ったもので、松本市としては、私はこれは勧めない、実際やった者としてね。

国との話をしたんだけど、駄目だったんだよね。セット物になって、業者を助けるよ、金融機関と業者を助ける。燃費が上がったときにだよ、リース事業ってよほどのみんなが集まらないと、そういう欠点があるんで、こういうものはやらないほうがいい。

以上です。

議 長

じゃ、意見として、またそれぞれの立場の中で生かしてもらおうということで、忠地さん、お聞き願って。

ほかにありますか。

柳澤さん。

柳澤農業委員

ここの女性農業者の補助内容を廃止ということなんですけれども、ちょっと私もデータがあって物を言っているわけじゃないんで、もしかしたら間違っているかもしれないけれども、確かに今、農業人口の高齢化で、だんだん就農者が減ってきていると。それを補完するというか、穴埋めの1つの在り方としては、元気な退職者と女性というふうに使われているんですよ。

女性の多分農業への関わり方というのは、いろいろ多様性があるんじゃない

いかと思うんですよ。先ほどマルシェ等で利用する件数がここ数年なくなったとかいうことなんですけれども、実際女性が、つまり子育てが終わった女性で農業に興味を持っている人たちっていうのは、私の周りにも結構いるんですけれども、そういう人たちがどういうふうに農業に関わりたいと思っているのかというふうなことを間口を広げて考えれば、女性の支援の仕方っていろいろあるんじゃないかっていう気がするんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。農政課のほうでかなりやっぱり調査をした上で、女性の農業者に対する育成活動の補助というか、支援というのは廃止するというふうに考えておられるんでしょうか。ちょっとそこがよく分からなかったんですよ。

議長 じゃ、答え、お願いします。

忠地係長（農政課） すみません、今の質問なんですけど、最近、農業を、要は農業者の奥さんを中心としたマルシェの開催とかを以前は二、三回ですかね、開催した実績がございます。最近、この一、二年なんですけれども、マルシェとか会議とかではなくて、直接もう農場に出て行ってやる方が多くなっておりまので、耕運機や剪定ばさみ、電動の剪定ばさみだとかパワースーツなどの要望が来ているものですから、今回見直したらどうかなといったところになっております。

 以上です。

議長 いろいろ捉えどころがありますよ。我々またいい提言も出てくるチャンスもありますので、よく聞いてもらって、また上席に話をしておいてください。

 ほかに。

 河野さん。

河野農業委員 先ほどの補助率というか、上限額の関係も含めて、農業振興委員会の中で議論をしていかないと、例えばこれから1月に農業士会の方々とお話をする中でも、補助制度、市独自の補助制度の問題が取り上げられて、いや、来年200万円が50万円になるという話は、ちょっとそこではできないし、ちょっと困る。だから、ちょっと市独自のものだと思いますので、もし本当に下げるということであれば市長の意見書のほうへまとめていかないと、プッシュしていかねばという話になると思います。農政課のほう、よろしく検討をお願いします。

議長 どうですかね、ほかに。

 どっちにしろ、その辺も今日出された意見を踏まえた中で、今、忠地さん持って帰ってもらって、やっぱり戻すわと言ってくれれば、もう何の営みもなくなるので、その辺のまた、答弁求めませんし、またそれぞれの機会、我々もありますので、それでまたコンタクトを取りながらやっていきたい

と思います。よろしいですかね。

[質問、意見なし]

議長　　じゃ、そういうことで、なければ、本件についてはただいまのとおり、承知はできないが、説明は受けたということで集約したいと思いますので、お願いしたいと思います。

　　ありがとうございました。

　　次に、報告事項のオ、令和3年度全国農業新聞普及推進の取組結果についてを議題といたします。

　　事務局の説明をお願いいたします。

　　増澤主事。

増澤主事

　　議案の39ページをご覧ください。

　　全国農業新聞普及推進の取組結果についてご報告させていただきます。

　　9月の定例総会で皆様をお願いをいたしました本年度の全国農業新聞普及推進の結果についての報告でございます。

　　9月の定例総会の時点で、普及目標部数は78部ということで設定をさせていただきました。12月1日現在で、申込受付部数は30部でしたので、本年度の目標は未達成ということになりました。

　　9月の定例総会后、12月1日までに普及いただいた結果の内訳は、2番の表にあるとおりとなっております。

　　この表は、主に10月の普及強調月間に普及いただいた結果となっておりますが、農業委員、推進委員の皆様におかれましては、10月に限らず、年間を通じて全国農業新聞の普及にご尽力をいただいております。誠にありがとうございます。

　　また、新規購読者の方以外にも、これまで普及いただいた方について、継続して購読していただくように働きかけていただいたりしておりますので、そういったご苦勞もあるかと思っております。ありがとうございます。

　　今後とも全国農業新聞の普及についてご協力を賜りますようによろしくお願いいたします。

　　最後に、3番目のところに表彰規程を参考に記載をさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

　　報告は以上です。

議長

　　ご苦勞さまでした。

　　じゃ、これより質疑を行います。

　　発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

　　なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おき

願います。

農業委員会の機関紙として、少しでも多くの皆様の目に触れる機会をつくっていただければありがたいと思いますので、引き続き普及にご協力をお願いしたいと思います。

また、濱委員におかれましては、大変ご協力ありがとうございました。改めて感謝を申し上げます。

最後に、報告事項の力、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、総会の資料の40ページをお願いいたします。

主要会務報告でございます。

ご欄のとおりでございますが、12月6日は会長冒頭の挨拶でございましたとおり、県内視察研修ということで、出席された皆様は大変お疲れさまでございました。

12月9日は、南部ブロックの活動が行われております。

それから、12月13日月曜日でございますが、会長が松塩筑安曇農業委員会協議会の会議、それからその後に県行政機関との農政懇談会に臨まれました。

そちらの内容につきましては、松本市から提出した課題については、41ページをご覧くださいと思います。松本市としては遊休農地解消対策への県の積極的な関与について、それから親元就農支援の充実についてということで、2点課題を提出しております。松本市のほうでは市単事業を組んでいるんですが、なかなか予算を使い切ってしまうと、農業者の期待に十分応えられない状況になっているわけです。もとより長野県は中山間地域に立地していて、全国的にも耕作条件に恵まれない県ということでございます。そんな中で、できるだけ市町村対策、投資をお願いしたいという意見、それから2点目のほうは、SDGsということで、持続可能な農業を推進することが求められていて、そのためには、家族農業を基本とする親元就農を拡大させることが農地を守って、地域を守ることにつながるんだと。こういった中で、親元就農拡大につながる県の前向きな考え方をぜひお示してくださいということで、こんな内容で松塩筑安曇農業委員会協議会のほかの農業委員長さんと共に県の現地機関の方々と懇談をしたということでございます。

本日午前中は情報・研修委員会が行われております。

続きまして、42ページでございます。

来月予定でございます。

すみません、役員の皆様にはもう通知はしておりますけれども、1月7日と書いてありますが、1月13日の木曜日に変更になりました。13日の木曜日の午後1時半ということで、農業振興委員会の正副委員長さん、情報・研修委員会の正副委員長さんも含めて、年度当初の役員会を開催して

いきたいと思います。

それから、1月18日ですが、松塩筑安曇農業委員会協議会のほうで、また農業先進地視察研修がございまして、協議会の代議員9人中6人参加ということでございまして、よろしく願いいたします。

それから、1月20日木曜日ですが、農業振興委員の皆様には、本日机の上に配付してございまして、松本市農業士会との懇談会を行うということでございまして、概要案を農政課の担当の、先ほどこちらにいましたが、上條主査と共に農業士会さんの意向も確認した上で作ってございまして、進め方などご意見ございましたら、また事務局のほうにお寄せいただきたいと思ひます。

また、農業士会の皆様のほうにアンケートをしたという中で、こんなことを思っているというようなことで、懇談会を前にいろいろな意見を載せてございまして、参考にさせていただければと思ひます。

出欠を1月11日火曜日までに事務局にお出しいただきますようお願いいたします。グループ分け等ございましてお願いしたいと思ひます。

最後、来月の委員研修会と定例総会ですが、すみません、ちょっと若干研修会の時間が延びるということを予想しておりまして、13時30分と書いてございまして、少しでもちょっと時間をつくりたいということで13時15分に15分繰り上げさせていただきたいと思ひます。また正式には1月に入って通知いたしますけれども、本日推進委員の皆様、お越しいたでない方が多いもので、もう一回通知しますけれども、13時15分からということでスタートをご予定ください。

それから、あと新年会中止と書いてございまして、全体での新年会、なかなか一度も行っていないわけですが、早く正常化して、みんなで結束を高められるような機会が作れることを本当に待ち望んでいるわけですが、今回は全体での新年会は中止ということでお願いしたいと思ひます。

当面の予定は以上でございまして。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局説明ありましたが、発言のある委員の方はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおり承知おきをお願いいたします。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他、松本農業農村支援センターからの情報提供をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

本日、戸谷補佐、会議で来られないということで、資料を預かってござい

ます。

松本農業農村支援センターの資料をご覧ください。

1 ページめくっていただいて、気象表がついてございますが、ちょっとこちらは今年度の気象を振り返っていきたいと思いますが、とにかく2月下旬から4月中旬まで高温傾向というのが、気温のところを見ていただいて分かります、非常に暖かくて、作物の生育がどんどん進んだというところに、4月中下旬の凍霜害ということで、大変な被害だったということでございます。また、夏、7月中旬から8月上旬は大変な高温になった。さらに、8月中旬、それから9月上旬と、飛び抜けて降水量が多かったということで、本当に天候不順な1年だったというのが本年度の総括で、農作物の作柄にも多大な影響を及ぼしたというのが総括になるんじゃないかと思えます。

それから、これから雪害が、今日も非常に寒いわけですが、雪害が想定されるもので、その対策について、さらに3ページからは「長野県農業この1年」ということで、県庁に農業技術課の専門技術員さん10名ほどおられるということですが、その技術員さんが総括したこの1年ということでございますので、それぞれ興味のあるところをお目通しいただければよろしいんじゃないかなということ、で、「長野県農業この1年」ということのご案内でございます。

農業農村支援センターの資料は以上でございます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

高橋係長。

高橋係長

では、事務局から最後に2点ご連絡いたします。

まず、本日提出をお願いしてあります1月から3月までの活動計画表についてです。

依頼文のほうにも載せさせていただきましたけれども、1月から3月については、今回提出いただいた計画で交付金を算出いたしますので、提出していただいた計画は必ず実施をしていただき、毎月出していただく活動記録簿のほうへも記入をお願いいたします。

2点目、活動記録セットについてです。

毎年こちらのほう、12月に皆様にお配りしておりました。8月から委員になられた皆様には、必要部分をコピーしてお渡ししておりましたが、今年度は現在、国のほうで様式のほうを今、改訂中だということで、3月もしくは新年度になってからでないとお配りすることできないということで農業会議から連絡がありました。そのため、当面は今あるものを引き続き使用していただきまして、もし活動記録簿のほうが足りなくなってしまう場合は、事務局のほうへ連絡いただければ、用紙をお送りしますので、そのようにご対応のほうよろしくをお願いいたします。

最後に、本日欠席された方の資料については、各地区でお持ち帰りいただ

き、会議内容等をおつなぎいただきますようお願いいたします。その際、封筒が必要な方は、事務局までお声かけください。

また、申請書類の原本をお持ちの委員さんは、机の上に置いてお帰りください。

なお、駐車券をお持ちの方は、無料処理をいたしますので、事務局までお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

その他、全体を通しまして委員の皆様から何かありましたら。

中川委員長。

中川農業委員

情報・研修委員会のほうからご案内があります。

来年の1月31日の委員研修会の件ですが、板花補佐から案内がありました件の内容についてです。

以前にこの研修会でどういったものをテーマにしてほしいかといったようなことをアンケートで取らせていただきました。たくさんいただきまして、ちょっと実は反省しています。何せいろいろな多岐にわたることをぜひともテーマにしてほしいというようなことがあります。物すごくいっぱいありますので、とてもとても1時間半の中身では網羅できないということで、誠に申し訳ありません。テーマをある程度絞らせていただきます。

テーマのプライオリティーなんです。まずこういったテーマにしてほしいという数が多かったもの、かつ私も農業委員、推進委員が業務を遂行するに当たって必要な知識であると。かつ農政課、担当が4つあります。4つの担当からそれぞれテーマを選ぶ、こういったようなことで、申し訳ありませんが、テーマを絞らせていただきました。

まず、計画担当、これは羽入田さん、さっきご説明いただきましたけれども、いわゆる農振農用地関係ですね。青地関係。さっきちょっと説明ありましたけれども、何のことか分からないという方多かったと思うんですけども、私もこれ、突っ込みどころいっぱいありますんで、これのお話。

それから、担い手担当、これは新規参入者のいろいろな支援関係ですね。そして、親元就農とか、里親就農とか、新規就農者育成対策事業とか、それからさっき言葉が出てきましたけれども、認定新規就農者って何だろうとか、あるいは次世代人材投資事業とかありますけれども、こういった新規参入に関わるいろいろな制度のお話、これ、担い手担当。

それから、マーケティング担当は、例えば地産地消であるとか、食農教育であるとか、この辺が切り口ですね。

それから、最期に生産振興担当、これはいわゆる農業者に対するいわゆるハードの部分のいろいろな支援なんです。その辺を一通りお話していただくというようなことで、大体4つのテーマで、各20分を予定しています。

大事なことは、担当の説明は5分、長くて10分ですね。その後の質疑応

答、キャッチボールですね。これを充実させたいと思っていますので、今のテーマでもって話はしてもらえただけでも、ここのところをもっと深掘りして聞いておきたいというようなことを、皆様、今のうちからちょっとおいていただいて、事前勉強じゃないんですけども、何が分からないのかを分かっておくというようなところをぜひ心がけてやっていただきたいと、こういう思いでおります。

これで目安1時間半です。これでやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。
ほかの方で何か。
じゃ、柳澤さん。

柳澤農業委員 今の話で、話をさせていただいても、限定せざるを得ないって、よく分かるんですけども、ある程度こちらで質問したいことを整理しておくために、講師の方、説明される方のレジュメのようなものは事前に手に入るんですか。

議長 じゃ、委員長。

中川農業委員 午前中に打合せをしまして、私もさっき考えながら、これ、事前にこういうテーマで行きますよっていう通知って必要だよなって、私思ったんですよ。それを後で担当の川村さんに言おうと今思っていたところなんです。

なので、こういうテーマで行きますよっていうようなことまで事前にある程度通知をしていただくというのが1つと、もう一つは、いろいろなテーマがあるもんですから、当日全部できません。なので、取りあえず担当ごとにこういう質問事項がありますよというのを担当ごとにちょっと分類して、それを担当に投げかけて、当日のテーマにならないものは、文書でも何でもいいんで、ちょこっと分かるように何か作っておいてというようなことは言うつもりでいます。そういうことでよろしいでしょうか。

なので、そうだね、事前にこういうテーマで行くというのは、事前の通知の形でお渡しできるようにしたいと思っています。

議長 よろしいですかね。

大変ご苦労さまですが、また当日といいますか、少しでも深掘りできるような内容になってくればと思いますけれども、何しろ初めての試みですので、多少イレギュラーな面あると思いますが、ご協力をお願いしたいと思います。

そのほかに何か皆さんありますか。

[質問、意見なし]

議 長

ありがとうございました。
以上で本日の案件は終了しました。
円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。
議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

田 中 悦 郎

議事録署名人 10番

矢 嶋 壽 司

議事録署名人 11番

窪 田 英 明